

「お宝たまの観光コンシェルジュ」  
公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、「お宝たまの観光コンシェルジュ（以下「協会ホームページ」という。）」に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「お宝たまの観光コンシェルジュ」とは、公益社団法人玉野市観光協会（以下「協会」という。）が管理・運営する玉野市の観光情報サイトをいう。
- (2) 広告、画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 形式G I F（アニメーション可）、J P E G又はP N G
- (3) 容量30k b以下

2 広告枠の位置は、協会ホームページのトップページのうちから会長が定める。

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、協会ホームページ、その他協会の広報媒体を利用して行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込のあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

(広告の範囲)

第5条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、協会ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの、又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの、又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの、又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの、又はそのおそれがあるもの

- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの、又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護、又は健全育成の観点から適正でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協会ホームページに掲載する広告として適当でないとき会長が判断するもの

(掲載決定順序)

第6条 掲載申込のあった広告（前条各号のいずれにも該当しないものに限る。）が協会ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
  - (2) 公益法人及び公益団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
  - (3) 協会の会員企業の広告
  - (4) 当市の観光振興、市製品の販売促進に資すると判断することができるものの広告
  - (5) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
  - (6) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
  - (7) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第5号に掲げるものを除く。）
  - (8) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
- 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告の掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告枠1枠当り別表1のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし、複数月の広告掲載の申込があった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。その後も更新することができる。

- 2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 広告掲載期間中、協会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ別表2のとおり掲載期間を延長する。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、所定の“公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告掲載申込書”に広告掲載を希望する月の前月14日前までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

- 2 会長は、前項の規定による掲載申込があった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 会長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第5条及び第6条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を“公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告掲載決定通知書”又は“公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告非掲載決定通知書”により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、会長は、掲載の可否について、次条の公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告審査会による審査を経るものとする。

(審査会)

第10条 会長は、前条第4項の規定による審査を行うため、公益社団法人玉野市観光協会ホームページ広告審査会（以下「広告審査会」という。）を公益社団法人玉野市観光協会事務所に置く。

- 2 広告審査会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は協会専務理事を、副委員長は協会総務係長をもって充てる。
- 4 委員は、事務員をもって充てる。
- 5 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載料（画像データ）の納付)

第11条 第9条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、会長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し、会長が指定する期日までに会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先について、公益社団法人玉野市観光協会ホームページ掲載申込書記載の内容と相違していないこと、第5条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認しなければならない。
- 3 会長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないと認めるときは、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第13条 会長は、第11条の規定により、広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）が適当であると認めるときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め等)

第 14 条 会長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第 15 条 会長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿（画像データ）を提出しなかったとき。
- (3) 第 12 条第 3 項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- (4) その他協会ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき

2 当協会は、前項の規定により広告の掲載を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第 16 条 広告主は、月を単位として、広告内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の 20 日までに、会長に対し、所定の公益社団法人玉野市観光協会ホームページ掲載広告等変更申込書を提出し、承認を得るものとする。

3 第 9 条及び第 12 条の規定は、前 2 項の規定による広告の変更について準用する。

4 前 3 項に規定するもののほか、リンク先のページアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあつては、広告主は、変更しようとする日から起算して 7 日前までに社団法人玉野市観光協会ホームページ掲載広告等変更申込書により会長に届出、承認を得るものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第 17 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。(広告掲載料の返還)

第 18 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 ヶ月単位につき 1 日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、協会が協会ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第9条第3項の規定により決定を受けた社団法人玉野市観光協会ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(協議)

第20条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、岡山地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

別表1 (第7条関係)

掲載料金 1ヶ月あたり (消費税及び地方消費税を含みます。)

形 体	価 格	
	非会員	会 員
短期 ( 1 ヶ月 )	3, 0 0 0 円 / 月	1, 5 0 0 円 / 月
中期 ( 6 ヶ月 )	2, 7 0 0 円 / 月	1, 3 5 0 円 / 月
長期 ( 1 2 ヶ月 )	2, 0 0 0 円 / 月	1, 0 0 0 円 / 月

別表2 (第8条関係)

閉鎖した時間	延長する期間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え以内72時間以内	3日
連続して72時間を超え以内96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して 得た日数+1日